

公益信託三代奨学基金
令和6年度奨学生募集要項

はじめに

この公益信託は、人物、学業ともに優れ、かつ、健康でありながら、経済的事情により修学が困難な高校生に対し育英奨学事業を行い、将来社会に貢献しうる有用な人材を育成することを念願して、故 三代半次郎氏が設定したものです。

奨学生を希望される方は、将来の展望をしっかりと持ったうえで、以下の項目を参考にして応募してください。

1. 応募できる者

茨城県内の中学校に在学し、令和6年4月に高等学校^(注1)の全日制課程に進学を希望する者のうち、次のいずれにも該当する者。

(注1)高等専門学校進学希望者は対象外。

(1)高校生活上奨学生の援助を必要とする者。

(2)品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀^(注2)な者。

(注2)成績平均(全科目)が5.0満点中、4.0点以上。

2. 奨学生の額等

(1) 奨学生の額は、月額20,000円とする。

(2) 奨学生の給付期間は、高等学校に入学した月から、原則として正規の最短修業年限の終期までとする。

(3) 奨学生は、4月、10月の一定日に6ヶ月分を合わせて給付する。

(4) 奨学生の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 採用人数

5名の予定

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を在学する中学校の校長を経て、令和5年11月30日(木)(消印有効)迄に当基金に提出する。

(1)奨学生願書(様式1号)

(2)奨学生推薦状(様式2号)

(3)令和5年度1学期の調査書、通知表等の写(校長の原本証明印のあるもの。

出席状況もご記入ください。)

(4)保護者の令和4年の収入が分かる「給与所得の源泉徴収票」または「所得証明書」(収入が無い場合は「非課税証明書」)※いずれもコピー可。

【裏面へ続く】

5. 選考および決定

- (1)当基金は、4.により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り奨学生を内定し、令和6年2月末日までに在学する中学校の校長を経て、本人に通知する。
- (2)内定を受けた生徒は高等学校へ入学後、速やかに在学する高等学校経由で在学証明書を当基金へ提出する。その提出を以って正式決定とする。

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、学業成績証明書を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1)疾病その他の事故または個人的事情により1か月以上欠席するとき。
- (2)休学、復学、転学または退学しようとするとき。
- (3)本人の住所または奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

8. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止することがある。

9. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1)傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2)停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3)学業成績または素行が不良となったとき。
- (4)奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5)退学したとき。
- (6)虚偽の申請をしたとき。
- (7)その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

10. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があった場合は、奨学金の一部または全額の返還を求めることがある。

11. 関係書類の郵送先および照会先

《公益信託三代奨学基金 事務局》

〒164-0001 東京都中野区中野3-36-16

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部公益信託課

TEL:0120-622372(フリーダイヤル)

(受付時間 平日 9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX:03-5328-0586

E-mail: koueki_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入ください)